



令和元年度補助金等交付申請書

令和 元 年 8 月 1 4 日

函館市長 様

補助事業者等 住所 函 館 市 新 湊 町 2 6 1 番 地
氏名 社会福祉法人 函館共働宿泊所
理 事 長 越 前 典 洋

事業名 結 核 予 防 事 業

上記の事業に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

救護施設・函館共働宿泊所救護部入所者に対して結核予防法に基づく健康診断を実施し、当施設入所者の健康管理に万全を期するものであります。

2 事業の着手及び完了年月日

着手 令和 元 年 5 月 2 2 日
完了 令和 元 年 7 月 2 6 日

3 補助金等交付申請額 金 1 9 , 4 4 9 円

(余白部分に次の事項を記載)

- 1 [Redacted]
- 2 [Redacted]
- 3 [Redacted]
- 4 [Redacted]

事業精算書

事業名 結核予防事業

収入の部

科目			予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
生活保護事業収益	措置費収益	事業費収益	42,543	42,543	42,543	42,543	0	
生活保護事業収益	その他の事業収益	補助金事業収益	19,449	19,449	19,449	0	19,449	函館市
計			61,992	61,992	61,992	42,543	19,449	

支出の部

科目			予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	当初	更正後の額		支出済額	支出未済額	
事業費支出	保健衛生費支出		61,992	61,992	61,992	61,992	0	
計			61,992	61,992	61,992	61,992	0	

上記のとおり、精算したことを証明します。

令和 元 年 8 月 1 4 日

補助事業者名等

函館市新湊町 2 6 1 番地
社会福祉法人 函館共働宿泊所
理事長 越前 典洋

注 1 この様式には、当該補助事業に要した経費のみ記載すること。

2 「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けたものにおける通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。

3 「予算額」欄のうち、「更正後の額」欄には最後の更正後の額を記載すること。

4 「収入未済額」及び支出未済額欄には債務が確定している額を記載し、かつ、債務者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。

事業実績書

設置者（法人）名 社会福祉法人 函館共働宿泊所
 法人代表者職・氏名 理事長 越前 典洋
 法人所在地 函館市新湊町 2 6 1 番地

施設区分 救護施設
 施設名 函館共働宿泊所救護部
 施設長名 部長 越前 典洋
 施設所在地 函館市新湊町 2 6 1 番地

実施区分 対象区分			入学 (許可) 定員	対象 人数	受診 人数	レンズ	70mm	100mm	その他の検査	
						カメラ	ミラーカメラ	ミラーカメラ 及び直接撮影		
補助 対象	学校	高校								
		大学								
		その他								
	施設	※65歳以上の 収容(入所)者	100	67	58			58		
補助 対象外	教職員									
実支出額								61,992		
補助対象		人数						58		
		金額						61,992		
基準算定額		単価				452	475	503		
		金額						29,174		

※ 65歳に達する日の属する年度にある者を含む。

補助 申請 額の 算出	総事業費	寄付金その他 収入	差引額	対象経費の実 支出額	基準算定額	補助基本額 c, d, eのいずれ か低い額	補助申請額
	a	b	a - b = c	d	e	f	$f \times \frac{2}{3}$
	61,992	0	61,992	61,992	29,174	29,174	19,449

注1 この様式は、結核予防事業に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 「補助対象外」の欄は、補助対象外となる教職員や、入学した年度以外の学生・生徒等に対して同時に健康診断を施工した場合などで、総事業費と補助対象経費が異なる場合のみ記載すること。

3 「学校（施設）区分」欄には、次の表から当てはまるものを記入すること。

大学	高等学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
救護施設	更生施設			
養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム		
身体障害者更生施設※1	身体障害者療護施設※1	身体障害者授産施設※1		
知的障害者更生施設※2	知的障害者授産施設※2	知的障害者通勤寮※2		
婦人保護施設	障害者支援施設			

※1 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設

※2 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定により、従前の例により運営することができるとされた施設